

## 中野区教育施設目的外使用規則の一部改正について

中野区立教育センターについては、令和3年11月29日に開設する子ども・若者支援センター等複合施設（中央1-41-2）へ移転予定である。また、区議会第三回定例会にて、「中野区立教育センター条例の一部を改正する条例」が可決され、「中野区立教育センター分室」の開室を予定している。

このことに関して、下記のとおり関係規則の一部改正を行う。

### 記

#### 1 改正する規則

中野区教育施設目的外使用規則

#### 2 改正内容

別表第1内の名称において、「中野区立教育センター」を「中野区立教育センター分室」に改めるとともに、所要の規定整備を行う。

#### 3 新旧対照表について

別添のとおり

#### 4 今後のスケジュール

令和3年11月29日 教育センター分室 開室

中野区教育施設目的外使用規則新旧対照表

改正案	現行												
<p>第1条～第4条 (略)</p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第5条 教育委員会は、使用者が別表第2減免事由の欄に掲げる事由に該当するときは、中野区行政財産使用料条例(昭和39年中野区条例第8号)別表12の表又は13の表に定める使用料を別表第2使用料の額の欄の額に減額し、又は免除することができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>第6条～第10条 (略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p>別表第1 (第1条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">名称</th> <th style="width: 70%;">使用部分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中野区立教育センター分室</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>中野区立野方図書館</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2・別表第3 (略)</p> <p>附 則</p> <p><u>この規則は、令和3年11月29日から施行する。</u></p> <p><u>ただし、第5条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。</u></p>	名称	使用部分	中野区立教育センター分室	(略)	中野区立野方図書館	(略)	<p>第1条～第4条 (略)</p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第5条 教育委員会は、使用者が別表第2減免事由の欄に掲げる事由に該当するときは、中野区行政財産使用料条例(昭和39年中野区条例第8号)別表11の表又は12の表に定める使用料を別表第2使用料の額の欄の額に減額し、又は免除することができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>第6条～第10条 (略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p>別表第1 (第1条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">名称</th> <th style="width: 70%;">使用部分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中野区立教育センター</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>中野区立野方図書館</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2・別表第3 (略)</p>	名称	使用部分	中野区立教育センター	(略)	中野区立野方図書館	(略)
名称	使用部分												
中野区立教育センター分室	(略)												
中野区立野方図書館	(略)												
名称	使用部分												
中野区立教育センター	(略)												
中野区立野方図書館	(略)												